

第 82 回国民スポーツ大会 記録業務基本方針

第 82 回国民スポーツ大会（冬季大会を除く）正式競技及び特別競技における競技成績等記録の収集、発表及び総合成績の算出に関する業務（以下「記録業務」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」、「同細則」、「国民スポーツ大会記録情報処理要項」及び「第 82 回国民スポーツ大会競技運営基本方針」に基づき行うほか、この基本方針により実施する。

1 記録業務の推進

県、会場地市町村及び関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

2 記録本部の設置

県及び会場地市町村は、記録業務の円滑な推進を図るため、それぞれ記録本部を設置する。

(1) 県記録本部

県は、競技に関する成績、記録、定期連絡、緊急連絡等（以下「競技記録等」という。）を収集及び発表し、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。

(2) 競技会場記録本部

会場地市町村及び関係競技団体は、実施競技に関する競技記録等を処理及び発表し、県記録本部へ送信するための競技会場記録本部を設置する。また、複数の会場で実施される競技については、各競技会場の競技記録等を取りまとめるための競技記録集約会場を決定する。

3 記録本部の業務

県及び会場地市町村は、次により記録業務を実施する。

(1) 県記録本部

ア 競技記録等の収集

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部又は競技記録集約会場から収集する。

イ 競技記録等の発表

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。

ウ 都道府県総合成績の算出・発表

県記録本部は、収集した競技記録等及び競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。

(2) 競技会場記録本部

ア 競技記録等の決定

競技会場記録本部は、競技記録等を取りまとめるとともに、競技別総合成績を決定する。

イ 県記録本部への送信

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を県記録本部へ送信する。

ウ 競技会場における競技記録等の発表

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を競技会場において発表する。

エ 競技記録集約会場

競技記録集約会場に決定された競技会場記録本部は、その他の競技会場の競技記録等及び競技別総合成績を取りまとめ、県記録本部へ送信するとともに発表する。

4 記録システムの使用・構築

県は、競技記録等及び競技別総合成績の収集、都道府県総合成績の算出、発表を正確かつ迅速に処理することのできる次の記録システムを使用・構築する。

- (1) 競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部又は競技記録集約会場から県記録本部へ速やかに送信できるシステム
- (2) 競技記録等及び競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム
- (3) 競技記録等及び競技別総合成績並びに都道府県総合成績を速報できるシステム

5 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。